

## 第 8 回 軽米町議会定例会

令和 6 年 2 月 2 8 日 (水)

午前 1 0 時 0 0 分 開 会

### 議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 町長の令和 6 年度施政方針演述
- 日程第 4 教育長の令和 6 年度教育行政方針演述
- 日程第 5 議案第 1 号 軽米町課等設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 2 号 軽米町総合開発審議会条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 3 号 軽米町行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 4 号 軽米町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 5 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 6 号 軽米町児童クラブ設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 11 議案第 7 号 軽米町防災会議条例の一部を改正する条例
- 日程第 12 議案第 8 号 軽米町水道事業給水条例等の一部を改正する条例
- 日程第 13 議案第 9 号 令和 5 年度軽米町一般会計補正予算 (第 1 0 号)
- 日程第 14 議案第 1 0 号 令和 5 年度軽米町水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 15 議案第 1 1 号 令和 6 年度軽米町一般会計予算
- 日程第 16 議案第 1 2 号 令和 6 年度軽米町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 17 議案第 1 3 号 令和 6 年度軽米町介護保険特別会計予算
- 日程第 18 議案第 1 4 号 令和 6 年度軽米町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 19 議案第 1 5 号 令和 6 年度軽米町水道事業会計予算
- 日程第 20 議案第 1 6 号 令和 6 年度軽米町下水道事業会計予算

○出席議員（12名）

1番	田中祐典君	2番	甲斐鉦康君
3番	上山誠君	4番	西舘徳松君
5番	江刺家静子君	6番	中村正志君
7番	田村せつ君	8番	茶屋隆君
9番	大村税君	10番	細谷地多門君
11番	本田秀一君	12番	松浦満雄君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	山本賢一君
副町長	江刺家雅弘君
総務課総括課長	日山一則君
会計管理者兼税務会計課総括課長 兼収納・会計担当課長兼課税担当課長	古舘寿徳君
町民生活課総括課長	工藤晃子君
健康福祉課総括課長兼福祉担当課長	小笠原隆人君
産業振興課総括課長兼農林振興担当課長	竹澤泰司君
地域整備課総括課長兼上下水道担当課長	中村勇雄君
再生可能エネルギー推進室長	日山一則君
水道事業所長	中村勇雄君
教育委員会教育長	小林昌治君
教育委員会事務局総括次長	野中孝博君
選挙管理委員会事務局長	日山一則君
農業委員会会長	山田一夫君
農業委員会事務局長	竹澤泰司君
監査委員	西山隆介君
監査委員事務局長	関向孝行君

○職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

議会事務局長	関向孝行君
議会事務局主事	竹林亜里君
議会事務局主事	松坂俊也君

---

◎開会及び開議の宣告

- 議長（松浦満雄君） ただいまから第8回軽米町議会定例会を開会します。  
ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、会議は成立しました。  
これから本日の会議を開きます。

（午前10時03分）

---

◎諸般の報告

- 議長（松浦満雄君） 本日の議事日程は、あらかじめ配布したとおりであります。  
日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本日付で町長から議案16件及び各課の事務報告書の提出がありました。

次に、本定例会に提出された一般質問通告は、中村正志君、田中祐典君、上山誠君、田村せつ君、西館徳松君、茶屋隆君、江刺家静子君の7名であります。いずれも配布してございますので、朗読は省略いたします。

監査委員から、令和5年11月分から令和6年1月分までにに関する現金出納検査結果の報告があり、その写しを配布してございます。

また、閉会中の議会の出来事につきましては、議会事務局日誌として写しを配布してございますので、ご了承願います。

本定例会の会期については、2月21日午前9時から議会運営委員会が開かれ、その結果、会期は本日より3月13日までの15日間とし、議案第1号から議案第16号までの16件について特別委員会を設置し、これに付託して審査することで協議が調った旨、議会運営委員長から報告がありました。

また、議会運営委員会の協議において、本で行われる町長の令和6年度施政方針演述と教育長の令和6年度教育行政方針演述に対しまして、特にこれに限り追加質問を許すことで協議が調った旨、議会運営委員長より報告がありました。質問される議員は、明日2月29日正午までに通告願います。

次に、管外から郵送により陳情1件の提出がありましたので、資料として配布してございます。

本定例会の日程及び議案の付託区分表は配布してございますので、朗読は省略します。

これで諸般の報告を終わります。

---

◎会議録署名議員の指名

- 議長（松浦満雄君） これより本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第1

19条の規定によって、議長において5番、江刺家静子君、6番、中村正志君の両名を指名します。

---

◎会期の決定

○議長（松浦満雄君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日より3月13日までの15日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日より3月13日までの15日間に決定しました。

---

◎町長の令和6年度施政方針演述

○議長（松浦満雄君） 日程第3、町長の令和6年度施政方針演述を行います。

町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 本日ここに令和6年3月定例会が開会されるに当たりまして、令和6年度の町政運営に対する私の所信の一端を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

初めに、本年1月1日に発生した令和6年能登半島地震により、お亡くなりになられた方々に深く哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。被災地の復旧や復興が一日も早く進むことを願っております。

さて、町では、住みよい環境と活力ある地域社会を維持していくため、令和3年3月に策定しました「軽米町総合発展計画」及び「第2期軽米町総合戦略」に基づき、町の将来像「一人一人の活力と思いやりが循環するまち」の実現に向けた各種施策を推進しているところであります。

町を取り巻く社会、経済情勢は、コロナ禍の3年間を乗り越え、本年度、新型コロナウイルス感染症は感染症分類上、季節性インフルエンザと同じ「5類」へ引下げとなり、各種イベント、行事等が通常どおり開催されるなどアフターコロナの動きが本格化し、状況は改善しつつありますが、ロシアのウクライナ侵攻に端を發した原油高騰・物価高騰により、町民の生活や企業活動など多方面にわたり厳しい状況が長期化しております。

こうしたことから、本町におきましては、国の交付金等を活用しながら、町民生活への支援及び事業者への負担軽減に係る対策を実施してまいりましたが、引き続き国及び県の経済対策の動向等を注視しながら、地域経済の活性化などに全力で取り組んでまいります。

町の重要施策として、平成28年度より整備を進めてまいりました「かるまい文化交流センター」が昨年12月1日に開館いたしました。

かるまい文化交流センターは、2月27日現在で約1万人が来館し、多くの町民の皆様にご利用いただき、順調に運営しております。

町民、民間事業者などが自らイベントを企画し施設を活用するなど、新たな利用がされてきており、今後も多くの町民から利活用いただくため、町民や関係団体の活用を支援し、各種イベント等を通じて、にぎわい創出につなげてまいります。

令和6年度一般会計予算についてであります。 「情報通信設備更新事業」、「二戸地区広域行政事務組合負担金」などが増となったものの、「かるまい文化交流センター整備事業」、「新型コロナウイルスワクチン接種事業」の減などにより、昨年度に比べ、マイナス5.9%、4億1,200万円減の66億2,000万円の予算額として計上したところであります。

歳入におきましては、償却資産に係る課税標準額の減により、固定資産税が6,320万円余りの減を見込んでおりますが、町税の確保や適正な受益者負担をお願いし、ふるさと納税などの自主財源の確保に努めてまいります。

歳出につきましても、事務事業の見直しをはじめ、地域活性化や福祉の向上、教育環境の充実等、優先的事業への重点配分に努め、予算編成に取り組んだところでありますが、7億2,840万円余りの財源不足が生じ、財政調整基金により調整させていただいたところでございます。

今後の財政運営に当たりましては、厳しい財政状況と将来的負担の軽減を図るため、創意工夫により一層効率的な予算執行に努めてまいります。

以下、総合発展計画の施策項目に沿い、令和6年度の主要施策について申し上げます。

初めに、豊かな自然と美しい景観のまちづくりについて申し上げます。

軽米町の豊かな自然環境の保全につきましては、清潔で住みよい町づくりのため、親水公園や河川等の適正な管理並びに町民総参加のクリーンアップデーを継続実施し、環境衛生に対する意識の高揚を図るとともに、花いっぱい運動の実施については、地域団体や学校、企業の協力をいただきながら、花のあふれる町づくりを推進してまいります。

再生可能エネルギーの取組について申し上げます。「折爪岳風力発電所」は、地区住民に対する工事説明会を終え、令和7年の稼働に向け、本年3月からの工事着手が予定されております。また、(仮称)小軽米風力発電事業につきましては、環境影響評価方法書の縦覧手続や住民説明会を開催するなど、引き続き環境アセスメントの手順に従って、事業計画を進める予定となっております。

木質バイオマス発電施設と大規模園芸施設の誘致につきましては、計画の見直し

を図りながら事業を推進してまいります。

再エネ施設を活用した環境教育につきましては、メガソーラー5施設と風力発電所、鶏ふんバイオマス発電所、ミレットパーク・ソーラー館を活用し、教育委員会や発電事業者と連携を取りながら、環境学習の充実に努めてまいります。

地球温暖化防止及び脱炭素社会の実現に向け、電気自動車を購入した方や家庭用太陽光発電設備を整備した方への助成事業として、「ゼロカーボン推進事業費補助金」を継続して実施してまいります。

横浜市との再エネ協定に係る連携事業では、県や北岩手9市町村とともに引き続き物産展を予定しており、さらに都市との交流にもつながる事業を展開してまいります。

次に、一人一人がいきいき暮らすまちづくりについて申し上げます。

高齢者や障がい者が住み慣れた地域で自立した日常生活を送ることを支援する「高齢者等ごみ出し支援事業」は、現在26世帯がサービスを利用しております。令和6年度も事業を継続し、利用者の拡大に努めてまいります。

生涯学習の推進につきましては、協働参画のまちづくりとして、住民の主体的な学習活動を支援し、心豊かで生きがいのある町づくりを進めてまいります。少子高齢化が進む中で、地域のつながりや活動が希薄とならないよう、自治公民館等を中心とした地域活動の支援や多様な学習機会の提供に努めてまいります。

生涯スポーツの振興につきましては、少子高齢化などの影響を考慮し、また町民の多様なニーズに応えるよう、取り組みやすいプログラムの導入を推進します。町内の各施設の環境を整え、町民が健康維持のため運動ができるよう機運醸成も図りながら、町民の皆様と健康増進を進めてまいります。

保健対策の充実ににつきましては、「第3次健康かるまい21プラン」に沿って、特定健診、がん検診による疾病の早期発見・早期治療、並びに町民の生活習慣改善を支援する健康教室の実施と特定保健指導の充実に図り、糖尿病とその重症化予防、また脳卒中对策を推進してまいります。

自殺対策につきましては、相談体制の強化と住民への周知を図るとともに、ゲートキーパーの養成など、町民とともに支え合える体制づくりに努めてまいります。

高齢者の保健事業につきましては、介護予防と一体的な取組を推進し、運動機能及び口腔機能向上の実施、また、いきいき100歳体操など住民による活動の支援を図り、心身の活力を保つフレイル予防を進めてまいります。

国民健康保険事業につきましては、現在策定を進めている第3期軽米町データヘルス実施計画に基づき、効果的かつ効率的な保健事業を実施し、被保険者の健康寿命の延伸と医療費の適正化を推進するほか、国民健康保険税の確保に努め、国民健康保険財政の適切かつ安定的な運営に取り組んでまいります。

後期高齢者医療事業につきましては、保険料の確実な収納と徴収に努めるとともに、各種検診の受診率向上を図ってまいります。

福祉の充実につきましては、住み慣れた地域で安心した生活が継続できるよう、住民や子供たちなど様々な機会を通じ、認知症に関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、本人や家族の支援に努めてまいります。

また、地域包括ケアシステム構築に向け、住民の支え合いの仕組みづくりを進める協議体「かるまい結っこの会」への運営支援を継続するとともに、地域で行われる住民主体の通いの場の活動を推進するため、新たな支援を行ってまいります。

障がい者福祉につきましては、「第6期軽米町障がい福祉計画」に沿って、住民が人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指して、自立支援給付や地域生活支援事業を実施してまいります。

次に、子育て環境日本一を目指すまちづくりについて申し上げます。

子育て支援環境の充実につきましては、子育て世代包括支援センター「めぐかる」を中心に、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近な保健師等による相談体制を継続し、様々なニーズに即した支援の充実努めてまいります。さらに、相談事業と経済的な支援を一体化させた、妊娠期と出産後のそれぞれの面談に合わせて各5万円の出産・子育て応援給付金の支給を継続するとともに、新たに1歳児未満の乳児を育てる世帯に対し、おむつ代の一部助成を実施することにより、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ってまいります。

子育て家庭への支援や育児不安についての相談などを行う「ピヨピヨ広場」につきましては、子育ての新たな拠点施設として昨年12月からかるまい文化交流センターへ移設し、開設日・開設時間を拡充することにより、利用者数も順調に増加しており、今後も様々なイベント開催による利用者の増加を図ってまいります。

「軽米児童クラブ」につきましては、児童がより安全に放課後を過ごすことができるよう、旧幼稚園への移転を予定しており、小軽米・晴山小学校児童の送迎事業を継続しながら、安全な環境で児童の健全な育成に努めてまいります。本定例会に関係する条例の改正案を提案しておりますので、よろしくお願いたします。

また、保育料につきましては、令和4年度から実施している完全無償化を継続し、保護者の負担軽減と保育の充実に努め、花のまち軽米こども園で実施している一時預かり事業についても継続し、町内に住所のある児童については保育料を無償とすることで子育てしやすい環境の充実に努めてまいります。

教育の充実につきましては、学力向上支援員、特別支援員を小中学校に継続して配置し、子供たちの個に応じたきめ細やかな指導を進め、学力向上に努めてまいります。教育環境につきましても、GIGAスクール構想に伴う1人1台のタブレットの利活用を進め、充実した教育環境の下で授業づくりを進めてまいります。

学校給食につきましては、令和3年度から実施している小中学校児童生徒の無料化を継続するとともに、今後も徹底した衛生管理で安心安全な給食として子供たちの成長を支え、併せて地産地消、郷土食を取り入れて多彩な学校給食を提供してまいります。

また、県立軽米高等学校につきましては、入学者の減少が続く中でも、大学への進学や部活動でも大きな成果を上げてきております。高校の存続と1学年2クラスを維持できるよう、県に対して強く要望するとともに、今後も町内外からの入学者の増へつなげるため、給食の提供、通学費補助のほか、岩手県立軽米高等学校教育振興会を通じ、教育環境、学力向上やキャリア教育推進などへの支援を行い、引き続き入学者の確保を目指し、魅力ある高校となるよう支援してまいります。

次に、資源を活かした地域産業のまちづくりについて申し上げます。

かるまいブランドの推進につきましては、認証制度開始から12年目となり、現在30品目が認証されておりますが、引き続き軽米町商工会などの関係機関と連携を図りながら、軽米町の知名度向上につながる「(仮称)プレミアムかるまいブランド認証商品」の確立について検討してまいりたいと考えております。

今後も6次産業化につきましては、軽米町商品開発等促進事業等を活用した商品開発、販路開拓、PR活動を推進するとともに、ホームページ、SNSを活用した販売や情報発信の強化等により、知名度の向上と販路拡大に努めてまいります。

農業の振興につきましては、令和4年度に「環境に優しい生分解性資材普及拡大事業」を創設、令和5年度には補助対象を拡大し、農作業分野における廃プラスチックの排出抑制を図ってまいりました。令和6年度においても事業を継続し、環境負荷の軽減と農作業労力省力化を支援してまいります。

園芸、工芸作物及び雑穀等につきましては、新技術の導入による生産性の向上を図るとともに、担い手の確保・育成に努め、引き続き生産者及び関係機関等との連携を図りながら、産地力の強化を図る取組を推進してまいります。

さらに、日本型直接支払制度を引き続き活用し、地域の共同活動や農業生産活動の維持を支援し農用地の保全を図ってまいります。

担い手の確保・育成につきましては、地域おこし協力隊の制度の活用や移住・定住施策とも連携した取組を進めるとともに、軽米町親元就農給付金等を活用し新規就農者への支援を継続し、国や県の補助事業の有効活用も図りながら、認定農業者を中心とした担い手の育成に取り組んでまいります。

また、人・農地プランの法定化により、令和6年度末までに策定する地域計画につきましては、引き続き農業委員会及び農地中間管理機構等と連携し、各地域の実情に応じて、担い手の力が最大限発揮されるよう地域の合意形成を支援するとともに、地域計画に沿った担い手への農地集積・集約化を推進してまいります。



主食用米につきましては、令和5年産米の価格は前年より30キログラム当たり500円程度上昇しており、令和6年度におきましても、県で設定した地域の生産目安を参考に需要に応じた米生産を進めるとともに、水田を有効に活用した飼料用米等の転作作物の生産拡大を図るなど、引き続き農家所得の向上を図る取組を推進してまいります。

鳥獣被害対策につきましては、有害鳥獣の生息数の増加や被害面積の拡大が想定されることから、鳥獣被害防止総合対策交付金を有効活用し、有害鳥獣の捕獲による個体数の管理、柵の設置による侵入防止対策、鳥獣被害対策実施隊の組織強化、活動支援等の取組を推進してまいります。

畜産につきましては、外食需要の減少などにより、和牛を中心に牛肉価格が低迷している状況にあることから、肉用繁殖農家の規模拡大を推進し、基盤をより強化するため、引き続き繁殖雌牛の導入や自家保留に係る経費の一部を支援してまいりたいと考えております。

林業振興につきましては、本町の森林資源を活用する木炭、シイタケ生産者や森林組合等との連携を図り、資源の有効活用、森林の持つ多面的な機能を持続的に発揮させることができるよう、引き続き森林整備事業や広葉樹里山森林資源活用事業等を実施し推進してまいります。

また、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を目指す「森林経営管理制度」につきましても、関係機関と連携しながら取り組んでまいります。

商工業振興につきましては、商工業者の育成や指導団体である軽米町商工会及び関連団体が実施する各種事業に対して財政的支援を継続するとともに、町内商工業者の経営基盤を強化するため、国・県などの助成制度や町融資あっせん制度等の金融支援を推進してまいります。

また、商工会や軽米ショッピングカード会と連携し、「プレミアム付き商品券」発行事業を継続し、消費者の利便性の向上と町内商店等の利用促進に努めてまいります。なお、商工会青年部、女性部のほか関係団体とともに、令和5年12月に開館した「かるまい文化交流センター」を活用した、中心商店街のにぎわいにつながる魅力的なイベントの創出等に努めてまいります。

次に、多様な交流が生まれる魅力あるまちづくりについて申し上げます。

観光産業の推進につきましては、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、全国的に様々なイベントが特に制限することなく開催される状況となっており、「森と水とチューリップフェスティバル」をはじめとする当町の主要な観光イベントも創意と工夫を加えて開催するとともに、分散型レジャー志向に対応した自然や花を観光資源とするイベントの創出により、交流人口の拡大に努めてまいります。

また、折爪岳自然公園やヒメボタル等を活用した広域連携による観光PRにより、

二戸広域あるいは北岩手全体の魅力向上に努めるとともに、ポスター、チラシ、広告、ラジオ、SNS等を活用して、様々なターゲットへの情報発信を強化し、町のイメージアップと多様な交流の創出に努めてまいります。

移住・定住・交流事業の推進につきましては、岩手県及び二戸広域連携による首都圏での移住イベントに積極的に参加しながら、町のPRに努めてまいります。

移住希望者への支援といたしましては、「若者・移住者空き家住宅取得事業費補助金」や「移住体験補助金」などにより、受入れ環境の充実を図ってまいります。

また、地域活性化起業人制度やふるさと納税を活用した交流人口の拡大と関係人口の拡大に努めるほか、人気漫画の聖地として来町される方々との関係構築に向けた取組についても検討してまいります。

次に、共に支え合う安心・安全なまちづくりについて申し上げます。

安全な暮らしのための環境づくりについて申し上げます。町内の交通死亡事故ゼロの期間が昨年10月で1年間を達成し、現在も継続しており、引き続き交通事故のない明るい地域社会を築くため、飲酒運転撲滅運動、歩行者、運転者に対する交通事故防止の啓発活動の一層の推進に努めてまいります。

消防・防災対策について申し上げます。本年1月1日の能登半島地震により、甚大な被害が発生しました。このような地震や台風などの自然災害から町民の生命と財産を守り、その被害を軽減させるため、地域防災計画の見直しを進め、消防関係機関と連携を図りながら、防災・減災対策を推進してまいります。

また、自主防災組織の結成・活動支援とともに、防災士の資格取得支援を継続して行うほか、消防団の活動については、消防団運営交付金による支援を継続し、小型動力ポンプ付積載車の更新を進めてまいります。

道路整備事業につきましては、継続事業である町道参勤街道線ほか4路線の早期発注に努め、安全かつ円滑に移動できる道路環境の構築に向けて整備を進めてまいります。

また、道路、橋梁、河川の適正な維持管理に努めるとともに、橋梁につきましては、橋梁長寿命化修繕計画に基づき計画的に橋梁点検を行い、令和6年度は町道岩崎外川目線こぶし橋の橋梁補修工事を実施してまいります。

住環境整備につきましては、町営住宅の適正な維持管理に努めるとともに、一般住宅の耐震診断費や耐震改修工事費への助成事業、住宅リフォーム奨励事業を継続して実施してまいります。

公共下水道事業につきましては、引き続き処理区域内における下水道の普及促進に努めるとともに、令和6年度より地方公営企業法を適用し、資産を含む経営状況を比較可能な形で的確に把握した上で、中長期的な視点に基づく経営戦略の策定等を通じ、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等に取り組んでまいります。

水道事業につきましては、安全な水の安定供給と水道施設の適正な維持管理を継続し、老朽化した管路及び機器の計画的な更新に努め、効率的な事業運営に取り組んでまいります。

協働によるまちづくりの推進につきましては、地域の抱える課題の解決等への取組に地域活動支援事業費補助金により支援するほか、子育て環境の充実など、若い世代の意見を町づくりに生かすため若者会議の開催を行ってまいります。

次に、社会変化に対応した行財政運営につきましては、健全な財政運営に努めながら、新型コロナウイルス後を見据え、かるまい文化交流センターを中心としたにぎわい創出事業に積極的に予算配分するなど、より効果的な予算編成としたところであります。行政運営につきましては、本年4月から組織機構を見直し、新たな課の設置と、若手職員が活躍できる組織体制を構築し、全庁体制による政策の推進に取り組んでまいります。

そのほか、デジタル技術を活用した業務の効率化と、住民サービスの向上にも努めてまいります。

なお、組織機構の見直しにつきましては、本定例会に関係する条例の改正案を提案しておりますので、よろしく願いをいたします。

以上をもちまして、令和6年度の施政方針とさせていただきます。

本定例議会には、条例の一部改正に関する議案8件、一般会計ほか補正予算に関する議案2件、令和6年度一般会計ほか当初予算案件6件の合わせて16件の議案を提出させていただきました。議員各位におかれましては、ご審議の上、全議案とも原案どおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（松浦満雄君） 施政方針演述が終わりました。

---

◎教育長の令和6年度教育行政方針演述

○議長（松浦満雄君） 日程第4、教育長の令和6年度教育行政方針演述を行います。

教育長、小林昌治君。

〔教育長 小林昌治君登壇〕

○教育長（小林昌治君） 軽米町議会3月定例会の開会に当たり、令和6年度の教育行政の主な施策について所信の一端を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご支援を賜りたいと存じます。

軽米町の教育振興については、議員各位をはじめ、学校、保護者、地域の方々など多くの皆様のご努力により、児童生徒の健やかな成長と生涯学習の充実が図られてきたことに深く感謝申し上げます。

令和5年度においては各学校では、コロナ感染症5類への移行に伴い、様々な規制が緩和され、幅広い活動が復活しているところです。その中で、各学校では慎重

に感染症対策や健康観察を行い、創意・工夫の下に勉学や学校活動に励んでおるところでございます。

中でも、晴山小学校で取り組む新聞教育活動については、5年度全国優秀学校賞を3年連続受賞となり、高い評価を受けております。新聞教育については各学校でも取り入れており、今後の読み取る力、考える力、表現する力を培うことにつながると期待するものであります。また、岩手県感想文コンクールにおいて最優秀賞、県学校図書館協議会賞の受賞もありました。軽米高校書道部の活動では、全日本高校・大学生書道展において2名が優秀賞を受賞するなど、優秀な成績を収めております。

児童生徒の部活動やスポーツ少年団活動においても、日頃の練習の成果を遺憾なく発揮し、各大会において優秀な成績を収めております。特に、軽米バレーボールスポーツ少年団は、6年連続県大会優勝という成績を収めました。軽米中学校では、全日本中学生カーリング大会で第3位、男子ソフトテニス部、女子ソフトテニス部とも県新人戦で優秀な成績を収め、女子バレーボール部は県中総体で準優勝、優秀選手賞に3人の選手が選出されております。また、軽米高校では、スポーツクライミングアジアコンチネンタルユースカップで準優勝、数々の国際大会で入賞するなど活躍がありました。陸上競技でも競歩、幅跳び、ハンマー投げ、円盤投げで優秀な成績を収めております。春の高校バレーボール全国大会、卓球全日本選手権、大学女子駅伝、都道府県女子駅伝での町内出身選手の活躍など、輝かしい実績を収めた生徒・学生の活躍は、町民に大きな勇気と感動を与えてくれました。

生涯学習・社会教育事業については、コロナ感染症5類移行後も慎重な対応を行い、様々な工夫を重ねながら計画に沿って進めてまいりました。中には開催を見合わせる事業もありましたが、協働参画の観点に立ち、関係する皆様のご意見を伺いながら、自治公民館活動、町民講座や寿大学、図書館事業、スポーツ事業等を推進することができました。12月にはかるまい文化交流センターが開館し、記念事業3日間で2,000人を超える皆様に来館いただきました。その後も町内外の皆様から喜んで活用されております。

令和6年度においては、国・県の動向を十分に踏まえ、軽米町教育振興基本計画に基づき、軽米町の将来を担う子供たちの健全な成長と生涯学習の町づくりをさらに発展させるため、教育行政のなご一層の推進に努めてまいります。学校教育においては、多様性と包摂性のある学校文化の醸成と「子どもを主語にした学び」の実現を目指します。そのために、学習指導要領の趣旨に基づいた資質・能力の定着を図るとともに、学力向上、ICTをより効果的に活用した授業づくりの推進、地域とともに歩む学校づくりとしてのコミュニティ・スクールを推進いたします。社会教育においては、昨年12月に開館したかるまい文化交流センターの円滑な運営と

オープニングイヤーとして位置づけたイベント開催の企画・運営を進めてまいり所存です。

以下、教育施策の重点事項について申し述べます。

初めに、学校教育の充実について申し上げます。

確かな学力を育む教育の推進については、学習指導要領に的確に対応しながら、「いわての授業づくり3つの視点」に基づき、「わかる授業づくり」が推進されるよう、教員の学校訪問指導や研修等の一層の充実により、授業力向上を図ってまいります。

また、「確かな学力」の定着のため全ての学校に学力向上支援員の継続配置、理解や習熟の程度に合わせ、個に応じたきめ細かな指導体制の充実を図り、「個別最適な学び」を推進いたします。さらに、夏休み・冬休み期間に実施している学習会の開催や、英語・漢字・数学の検定受検料の助成を行うなど、主体的に学習に取り組む力を育むことや個々の児童生徒の学力の定着とさらなる向上に向けて、幅広い取組を進めてまいります。

小学校高学年の新聞を活用した新聞教育については、読み取る力や考える力、表現する力の向上が見られ、子供の学びへの成果も現れており、継続して実施してまいります。

キャリア教育の推進については、地域の多岐にわたる産業や職業に触れ、自らが働くことの喜びや大切さを学び、将来の職業や自分の住む地域について深く考える機会とし、町内事業所のご指導とご協力をいただき教育的意義の共通理解を深めながら、職場体験学習に取り組んでまいります。

グローバル人材の育成については、小学校、中学校にそれぞれ外国語指導助手を配置し、外国語教育の一層の充実を図るとともに、外国の習慣や文化に対する興味や関心を高める国際理解教育の推進と国際感覚豊かなグローバルな人材の育成に努めます。

情報教育の推進については、GIGAスクール構想により整備したICT機器をより効果的に活用した新たな授業づくりや家庭へのタブレット持ち帰りなど幅広い活用に向けて、研修の一層の充実を図り、情報活用能力を高めるとともに児童生徒の習熟度と学習意欲の向上に努めます。

また、情報メディアと適切に関わる習慣形成のため、町としても保護者へのアンケートを実施し、実態を把握した上で学校・家庭と連携し、情報セキュリティーや情報モラルに関する資質・能力の育成を図ってまいります。

豊かな心を育む教育の推進については、道徳教育として、命の大切さを学ぶとともに、スポーツや伝統芸能の継承など、家庭や地域と連携しながら、自らの生き方や人の在り方について考えを深める学習機会の拡充に努めます。

生徒指導の充実については、学校教育アドバイザー、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及び福祉などの関係機関と連携し、児童生徒に寄り添った教育相談体制を確立してまいります。また、子供のニーズに合わせた「居場所づくり」の確保と相談支援体制の推進を図ってまいります。

いじめの防止については、児童生徒の日常を注意深く見守るとともに、定期的なアンケートや面談の実施などにより、いじめの早期発見と迅速な対応に努め、組織的な対応強化を図ってまいります。

環境教育の推進については、身近な地域の自然観察やリサイクルなどの体験活動、自然エネルギーの活用・町内の再生エネルギー施設についての学習などを通し、SDGsの理解など環境保全や資源の重要性についての意識の醸成を図ります。

健やかな体を育む教育の推進については、学校保健の充実とともに、規則正しい生活習慣を基本とし、スポーツに親しむ習慣づくりを進め、心身ともに健康な児童生徒の育成を図ってまいります。

また、通学路における危険防止のため、危険箇所の情報を共有し、家庭や地域、関係団体と連携して見守り活動の強化を図ります。

学校給食については、発達段階に応じた栄養管理と地産地消を取り入れた安心・安全な給食の提供と健やかな身体を育む食育指導を推進いたします。

特別支援教育の充実については、福祉や医療機関と連携しながら実態把握と支援体制を確立し、適切な支援に努めてまいります。また、各学校への特別支援員の配置により、個に応じたきめ細やかな対応に努めてまいります。

地域と共にある学校づくりの推進については、全ての学校に学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールがスタートして2年が経過いたしました。家庭や地域と協働する学校経営を一層充実させるよう推進してまいります。各校の活動の様子をホームページや学校通信等により積極的に発信し、これまで以上に地域の皆様とともに子供たちの学びを支援してまいります。

教育環境の充実については、各学校の要望に沿った備品整備や施設の維持管理に努めます。また、効率的で安全なスクールバス運行に努めます。さらに、社会情勢を踏まえ、学校部活動の地域移行の推進に努めてまいります。

中高一貫教育の充実については、中高6年間を見通した地域学習（かるまい学）の取組や交流授業、各種交流活動など特色ある活動から、学力向上や健全育成につなげ、地域との連携を大切に推進いたします。

県立軽米高等学校の教育活動を充実するため、質の高い学習活動への支援や通学支援の拡充を行い、引き続き魅力ある学校づくりを支援してまいります。

教職員研修の強化については、県教育委員会と連携を図りながら、オンラインでの研修の活用や先進校視察、優れた実践家の示範授業などの実施により、「わかる

授業づくり」と使命感を有する人材育成を進めてまいります。

このほか、教職員の服務規律の確保等にも鋭意取り組む所存でございます。

次に、生涯学習の推進について申し上げます。

生涯学習の推進については、本町の生涯学習に関する施策を推進するため、生涯学習推進本部を中心に、町民・団体・関係機関・行政が連携し、引き続き「協働参画による生涯学習のまちづくり」を進めてまいります。

町全体の生涯学習活動を掲載した生涯学習カレンダーの全戸配布のほか、学習機会の情報提供に努めます。また、かるまい文化交流センターのオープニングイベントの企画・運営を行うとともに、同センターを活用した各団体の活動を支援し活性化を図ってまいります。さらに、自治公民館等での生涯学習活動を通して、地域コミュニティーづくりを支援してまいります。

家庭と地域の教育力向上の推進については、健やかな成長を育む家庭教育の支援として、発達段階に即した家庭教育学級の充実を図り、併せて保健・医療・福祉等の関係団体との連携・協力により、相談体制や交流の場を提供してまいります。

青少年の心を育む学習活動の支援については、音更町相互訪問研修会や子供会活動、伝統文化の継承など体験的な活動を通して、地域を見詰める機会や仲間づくりにより、将来を担う青少年が人間性豊かに成長するよう取り組んでまいります。

地域と学校の連携・協働の推進としては、学校運営協議会と連携を図り、地域住民が学校や子供たちと関わりを深め、子供たちの学びや成長を支えてまいります。また、保護者や地域住民の協力を得ながら、放課後の児童の安心安全な居場所づくりや登下校の見守り活動を実施いたします。

情報メディアとの関わりや基本的な生活習慣の向上については、地域全体で子供を育む教育振興運動の取組を通して、学力向上と心身ともに健康な青少年の育成に努めてまいります。

生涯にわたる学習活動の支援については、町民の皆様の多様化・高度化する学習ニーズに応えるため、豊かな学習機会や情報の提供に努めるとともに、社会参加活動の促進を図りながら、町民の主体的な学習活動の支援に努めてまいります。

また、高齢者が生きがいを持って健康で豊かな生活を送るための「第52期寿大学」では、学習内容の充実を図るとともに、併せて高齢者の知恵や技術を積極的に活用した世代交流など高齢者の社会参加を進めてまいります。

社会教育環境の整備充実については、かるまい文化交流センターの運営について、今まで中央公民館を学習活動の拠点としてきた町民講座、町文化協会をはじめ、様々な団体がより活用しやすい施設運営に努めてまいります。また、町民個々の活動にも利用しやすい運営を行ってまいります。

町立図書館については、かるまい文化交流センター内への移転が行われ、利用者

が増加しております。さらに、蔵書と図書館機能の充実を図り、利用者サービスの向上に努め、軽米教育施設運営会を中心にボランティアの皆様の協力をいただきながら、読書のつどいなど各種事業を展開し、全ての利用者に親しみやすい図書館を目指してまいります。

次に、生涯スポーツの振興について申し上げます。

町民誰もが生涯にわたりスポーツに親しみ、心身ともに健康な生活を営むことが大切と考え、町民のスポーツの習慣化を図るため、スポーツ施設の利用促進や健康づくり事業との連携を図りながら事業を推進いたします。

チャレンジデー、町民体育祭に代わる町民全体で取り組める催しの企画を進めてまいります。軽米町総合体育大会の種目や参加資格の見直しを進め、より多くの町民が参加しやすいよう検討を図り、スポーツによる地域のコミュニティーづくりにも努めてまいります。

また、町内の各施設的环境を整え、町民が健康維持のため運動できるよう整備を進めます。各種団体が主催するスポーツ活動を支援し、競技人口の拡大や指導者人材の発掘・育成に努め、競技力の向上を図ってまいります。

多様で個性ある文化の創造について申し上げます。

芸術文化の振興については、町民の芸術文化活動の成果を発表する機会として、町民文化祭、郷土芸能発表会、生涯学習フェスティバルなどを関係団体と協働して開催し、芸術文化の振興を図ります。

郷土芸能については、貴重な文化遺産と位置づけ、その活動や後継者の確保など継続した支援により保存と継承に努めます。

また、有形・無形文化財の適切な調査・記録保存に努めるとともに、文化財展の開催や体験事業を通して、広く町民に公開する機会をつくってまいります。

以上、令和6年度軽米町教育行政方針を申し述べさせていただきました。軽米町の学校教育及び生涯学習の充実、発展に全力で取り組んでまいりますので、議員の皆様並びに町民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

○議長（松浦満雄君） 教育行政方針演述が終わりました。

休憩します。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（松浦満雄君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎議案第1号から議案第16号までの一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（松浦満雄君） 日程第5、議案第1号 軽米町課等設置条例の一部を改正する条



例から日程第20、議案第16号 令和6年度軽米町下水道事業会計予算の合わせて16件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議案第1号 軽米町課等設置条例の一部を改正する条例から議案第5号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例までと議案第7号 軽米町防災会議条例の一部を改正する条例、議案第9号 令和5年度軽米町一般会計補正予算(第10号)及び議案第11号 令和6年度軽米町一般会計予算の合わせて8件について、総務課総括課長、日山一則君。

[総務課総括課長 日山一則君登壇]

○総務課総括課長(日山一則君) 初めに、議案第1号の提案理由をご説明申し上げます。

議案第1号は、軽米町課等設置条例の一部を改正する条例でございます。内容でございますが、第1条中「課及び室(以下「課等」という。)」を「課」に改め、併せて題名、第2条及び第3条において所要の改正を行うとともに、第2条第3号以下を繰り下げ、第2号として「政策推進課」を加え、第7号の「再生可能エネルギー推進室」を削り、第3条第1号総務課の分掌事務から「ウ、町行政の総合的な企画及び調整に関すること。」及び「カ、行政改革に関すること。」を削り、第3条第1号の見出し符号について所要の改正を行い、第3条第2号以下を繰り下げ、第2号として政策推進課分掌事務を記載のとおり加え、第7号の再生可能エネルギー推進室分掌事務を削ろうとするものでございます。

理由といたしましては、業務の効率化と新事業への対応、職員間の連携促進のため組織機構の見直しを行い、再生可能エネルギー推進室を廃止し、新たに政策推進課を設置しようとするものでございます。

次に、議案第2号の提案理由をご説明申し上げます。議案第2号は、軽米町総合開発審議会条例の一部を改正する条例でございます。組織機構の見直しにより、軽米町総合開発審議会の事務を担当する課を「総務課」から「政策推進課」に改正しようとするものでございます。

次に、議案第3号の提案理由をご説明申し上げます。議案第3号は、軽米町行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例でございます。議案第2号と同様に、組織機構の見直しにより、軽米町行政改革推進委員会の事務を担当する課を「総務課」から「政策推進課」に改正しようとするものでございます。

次に、議案第4号の提案理由をご説明申し上げます。議案第4号は、軽米町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例でございます。内容でございますが、本条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項と同法第19条第11号の規定に基づき、同法に定める個人番号利用事務のうち特定の事務の実施に当たり、機関内における

特定個人情報の利用と町長部局対教育委員会など、機関間における特定個人情報の提供を可能とすることを定めているものでございます。

個人番号の利用範囲の拡大等を目的として、特定個人情報の情報連携を可能とする事務等が規定されている別表第2の削除、個人番号利用事務が規定されている別表第1を別表と改正するなど、同法の一部改正が行われたことから、同法を引用する本条例のうち条文を改正しようとするものでございます。

次に、議案第5号の提案理由をご説明申し上げます。議案第5号は、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。組織機構の見直しにより、職員の職名について改正をしようとするものでございます。内容につきましては、別表第3中、職務の級の3級に「係長」を新設し、4級中の「主任主査」を「副主幹」に改め、「館長代理」を削り、5級及び6級中の「総括課長、室長、担当課長」を「課長、主幹」に改め、委員会等の「総括次長、担当次長」を委員会等の「次長、主幹」に改めようとするものでございます。

次に、議案第7号の提案理由をご説明申し上げます。議案第7号は、軽米町防災会議条例の一部を改正する条例でございます。組織機構の見直しにより、防災会議の構成委員について、教育委員会事務局の「総括次長」を教育委員会事務局の「職員のうちから町長が任命する者」に改めようとするものでございます。

次に、議案第9号の提案理由をご説明申し上げます。議案第9号は、令和5年度軽米町一般会計補正予算（第10号）でございます。内容としましては、歳入歳出の予算の総額から歳入歳出それぞれ2億3,504万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億7,119万8,000円とするものでございます。

繰越明許費につきましては、5ページを御覧ください。戸籍・住民基本台帳システム改修事業及び物価高騰対応重点支援給付金給付事業について、年度内にその事業が終わらない見込みであることから、令和6年度に繰越しして使用するため、第2表、繰越明許費のとおり設定するものでございます。

次に、地方債の補正につきましては6ページを御覧ください。第3表、地方債補正のとおり、事業費及び借入額の確定により、過疎対策事業債及び臨時財政対策債の限度額を変更するものでございます。また、庁舎受電設備改修事業において借入れを予定していました公共施設等適正管理推進事業債につきましては、要件を満たさず、廃止とするものでございます。

議案第11号の提案理由をご説明申し上げます。議案第11号は、令和6年度軽米町一般会計予算でございます。内容につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億2,000万円と定め、債務負担行為、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用につきましては、議案書に記載のとおりとするものでございます。

議案第1号から議案第5号まで、議案第7号、議案第9号、議案第11号までの合わせて8議案につきまして、ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（松浦満雄君） 議案第6号 軽米町児童クラブ設置条例の一部を改正する条例及び議案第13号 令和6年度軽米町介護保険特別会計予算の2件について、健康福祉課総括課長、小笠原隆人君。

〔健康福祉課総括課長 小笠原隆人君登壇〕

- 健康福祉課総括課長（小笠原隆人君） それでは、議案第6号、議案第13号の提案理由についてご説明いたします。

初めに、議案第6号 軽米町児童クラブ設置条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。議案第6号は、軽米町児童クラブの実施場所を現在の軽米農村勤労福祉センターから旧軽米幼稚園で実施することに伴い、条例の一部を改正しようとするものです。実施場所の移転に伴い、条例内の実施する位置について改正するもので、小学校の春休みに入る令和6年3月16日から旧軽米幼稚園で実施したいと考えております。

次に、議案第13号 令和6年度軽米町介護保険特別会計予算についてご説明いたします。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ937万4,000円としようとするものでございます。こちらにつきましては、要介護者のケアプラン作成やサービスの調整を行う軽米町指定居宅介護支援事業を行うための予算となっております。

以上、議案第6号、議案第13号の提案理由の説明を終わります。ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

- 議長（松浦満雄君） 議案第8号 軽米町水道事業給水条例等の一部を改正する条例、議案第10号 令和5年度軽米町水道事業会計補正予算（第1号）、議案第15号 令和6年度軽米町水道事業会計予算及び議案第16号 令和6年度軽米町下水道事業会計予算の4件について、地域整備課総括課長併任水道事業所長、中村勇雄君。

〔地域整備課総括課長併任水道事業所長

中村勇雄君登壇〕

- 地域整備課総括課長併任水道事業所長（中村勇雄君） 議案第8号及び議案第10号、議案第15号、議案第16号の提案理由についてご説明申し上げます。

最初に、議案第8号の提案理由についてご説明申し上げます。議案第8号は、軽米町水道事業給水条例等の一部を改正する条例でございます。理由といたしましては、水道法の改正に伴い、令和6年4月1日から現在水道事業及び管理行政を所管している厚生労働省から国土交通省へ移管されるとともに、水質基準の策定等に関しては環境省へ同じく移管されることから、軽米町水道事業給水条例と軽米町水道

の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例において、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議案第10号 令和5年度軽米町水道事業会計補正予算（第1号）の提案理由についてご説明申し上げます。補正予算書1ページを御覧ください。第2条に掲げる資本的収入及び支出でございますが、令和5年度予算第4条本文括弧書き中「不足する額2億3,297万5,000円」を「不足する額2億2,805万9,000円」に改め、資本的収入を491万6,000円増額し、資本的収入の予定額を6,640万8,000円にするものでございます。これは、老朽管更新事業の事業費確定に伴う出資金の増額でございます。

続きまして、議案第15号 令和6年度軽米町水道事業会計予算についてご説明申し上げます。予算書1ページを御覧ください。第1条の総則のとおり、令和6年度軽米町水道事業会計の予算は、次のとおり定めるものでございます。

第2条の業務の予定量は、給水戸数2,388戸、年間総給水量57万6,335立方メートル、1日平均給水量は1,579立方メートル、主な建設改良事業は老朽管更新事業でございます。

第3条の収益的収入及び支出は、収入の水道事業収益を3億3,294万7,000円と定め、支出の水道事業費用を3億3,058万1,000円と定めるものでございます。

第4条の資本的収入及び支出は、資本的収入を6,869万3,000円と定め、資本的支出を2億8,823万6,000円と定めるものでございます。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億1,954万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものでございます。

第5条の企業債は、老朽管更新事業に2,600万円の限度額を設定するものでございます。

第6条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費2,403万4,000円を計上してございます。

第7条の他会計からの補助金は、一般会計からの補助金を8,888万9,000円としてございます。

第8条の棚卸資産購入限度額は、1,244万1,000円と定めるものでございます。

最後に、議案第16号 令和6年度軽米町下水道事業会計予算についてご説明申し上げます。下水道事業につきましては、令和6年度から地方公営企業法の適用に伴い、公営企業会計方式による予算を編成しております。予算書1ページを御覧ください。第1条の総則のとおり、令和6年度軽米町下水道事業会計の予算は、次のとおり定めるものでございます。

第2条の業務の予定量は、汚水処理接続戸数は590戸、年間総排水量10万9,865立方メートル、1日平均排水量は301立方メートル、主な建設改良事業は、浄化センターストックマネジメント計画策定事業でございます。

第3条の収益的収入及び支出は、収入の下水道事業収益を1億5,319万3,000円と定め、支出の下水道事業費用を1億5,319万円と定めるものでございます。

第4条の資本的収入及び支出は、資本的収入を6,578万円と定め、資本的支出を7,569万5,000円と定めるものでございます。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額991万5,000円は、当年度分損益勘定留保資金で補填するものでございます。

第4条の2、特例的収入及び支出は、公営企業への移行に伴い、特別会計の歳入歳出から引き継ぐ未収金及び未払い金を未収金216万5,000円、未払い金314万1,000円とするものでございます。

第5条の一時借入金は、限度額を5,000万円に定めるものでございます。

第6条の予定支出の各項の経費の金額の流用について、記載のとおり定めるものでございます。

第7条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費726万7,000円を計上してございます。

第8条の他会計からの補助金は、一般会計からの補助金を6,165万3,000円としてございます。

以上、説明とさせていただきます。議案第8号、議案第10号、議案第15号、議案第16号について、ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松浦満雄君） 議案第12号 令和6年度軽米町国民健康保険特別会計予算及び議案第14号 令和6年度軽米町後期高齢者医療特別会計予算の2件について、町民生活課総括課長、工藤晃子君。

〔町民生活課総括課長 工藤晃子君登壇〕

○町民生活課総括課長（工藤晃子君） 議案第12号、議案第14号についてご説明申し上げます。

議案第12号は、令和6年度軽米町国民健康保険特別会計予算でございます。内容でございますが、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億6,745万7,000円と定め、一時借入金及び歳出予算の流用につきましては議案書記載のとおりでございます。

次に、議案第14号についてご説明を申し上げます。議案第14号は、令和6年度軽米町後期高齢者医療特別会計予算でございます。内容でございますが、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,307万7,000円と定め、一時借入

金につきましては議案書記載のとおりでございます。

以上、議案第12号及び議案第14号の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松浦満雄君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

ただいま議題となっております議案16件については、後ほど特別委員会を設置し、これに付託して審査する予定でございますが、この際総括的な質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案16件については、委員会条例第5条第1項の規定によって、令和6年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案16件については、特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定によって、議長を除く全員を指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、令和6年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会の委員は議長を除く全員を選任することに決定しました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（松浦満雄君） これで本日の日程は全部終了しました。

本日以降の特別委員会は委員長から通知されます。

次の本会議は、3月4日午前10時からこの場で開きます。

本日はこれで散会します。

（午前11時35分）